

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」の 改訂について

横浜市開発事業の調整等に関する条例が平成 24 年 12 月 28 日に改正され、平成 25 年 7 月 1 日の施行に伴い、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」について全部改訂しましたので、お知らせします。

◆ 主な改訂内容 ※詳細は手引を御確認ください。

第 1 編 概要 (P.1~5) : 手続フロー及び手続に必要な図書等の変更

第 2 編 逐条解説

第 1 章 総則 (P.8~15)

- ・ 条例に関する用語の定義 (第 2 条)

条例を適用する開発事業の変更、開発事業区域の定義の解釈基準の策定

第 2 章 開発事業に係る手続

第 1 節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等 (P.16~31)

- ・ 事前届の廃止、標識設置届の新設 (第 9 条)
- ・ 住民説明時期の早期化及び説明対象の追加、説明項目の明確化 (第 11 条)
- ・ 開発事業計画書の新設 (第 13 条)・再意見書が提出できる対象事業の拡大 (第 14 条)
- ・ 公共施設管理者への説明の追加 (第 14 条の 2)

第 2 節 開発事業の計画に関する市長との協議 (P.32~33)

- ・ 市長との協議をする対象事業の拡大 (第 16 条)

第 3 節 開発事業の計画の同意について (P.34~92)

- ・ 建築物の敷地面積の最低限度、雨水流出抑制施設及び遊水池等に関する基準の改定 (第 18 条)
- ・ 完了公告後の変更の同意について (第 20 条)

第 4 節 開発事業に関する工事の着手制限等 (P.93~95)

- ・ 開発事業の計画の遵守期間の規定 (第 24 条)

第 3 章 都市計画法に基づく開発許可の基準等 (P.96~100)

第 3 節 都市計画法第 33 条第 4 項の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度

- ・ 建築物の敷地面積の最低限度基準の改定 (第 34 条)

第 4 章 雑則 (P.101~106)

- ・ 公表の規定の新設 (第 38 条の 2)

第 3 編 参考資料 (P.107~179)

- ・ 改正後の条例、条例施行規則、規則様式及び規則外様式の掲載

- 平成 25 年 7 月改訂の手引及び条例改正の概要については、**建築局宅地企画課ホームページ** (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/takuchi/jyourei/25kaisei.html>) に掲載しておりますので、詳しくは上記ホームページを御確認ください。
- 規則改正及び基準改定については、意見公募手続を実施しております。詳細については、**建築局宅地企画課ホームページ**を御覧ください。